

裁 決 書

事件番号 令和7年（審）第1号

裁決日 令和8年 6月24日

審査請求人 住所 大和市***

氏名 ** **

代 理 人 住所 ***

氏名 ** **

処 分 庁 大和市長

審査請求人が令和7年9月17日に提起した処分庁による大和市下水道条例（平成6年大和市条例第22号）の規定による下水道使用料変更決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

本件は、審査請求人が賃借する大和市***の宅地内（以下「本件宅地内」という。）コンクリート敷駐車場の地下給水管からの漏水に関し、処分庁が令和7年6月17日付で行った下水道使用料変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、この処分は、大和市下水道条例の適用に誤りがある等と主張して、処分の変更等を求める事案である。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

（1）大和市下水道条例第17条は下水道の使用料の額は汚水排除量に応じ算出する

としているが、本件処分における地下漏水分は、地中に浸透しているため下水道に全く排除しておらず、下水道施設を一切使用していないから、地下漏水分を污水排除量とみなすことは、同条並びに下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項及び第2項に違反するものであり、地下漏水分に係る使用料を徴収することはできない。また、大和市下水道条例第19条の逐条解説において「漏水等により実際の使用水量が確認できない場合についても第4項を適用する」と記載されている。したがって、本件処分において下水道使用料変更の対象外となった令和6年度12 - 1月分における地下漏水分に係る使用料については、大和市下水道条例第19条第4項の規定を適用すべきである。

- (2) 神奈川県企業庁大和水道営業所（以下「大和水道局」という。）が令和6年度12 - 1月分の水道使用量を更正したことについては、使用者には善良な管理人の注意をもって給水装置を管理することが求められているが、地中配管の漏水などは通常の生活では確認不可能な場所にあることを考慮して使用水量の認定方法が規定されている。この認定方法の算定式は、漏水量の4分の1が含まれるものであり、本件処分においては漏水分28 m³が含まれている。この漏水分28 m³は、上水道の使用水量として算定に含まれるのであって、当然下水道施設には排除していないから、令和6年度12 - 1月分の下水道使用料について、大和市下水道条例第19条第4項の規定によらず同条第1項を適用したことは、大和市下水道条例第17条違反である。また、処分庁は、事務を委託していないにもかかわらず、漏水による下水道使用料の減額措置である污水排除量の認定行為を大和水道局に行わせており、これは違法な行為である。さらに、処分庁の職員は、この大和水道局の算定方法について承知していなかったうえ、漏水に係る減免の相談については処分庁ではなく大和水道局に行くように窓口で案内する等の虚偽の説明を行っており、これらは公務員の信用失墜行為に当たる。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件処分に違法又は不当な点はないとして、本件審査請求を棄却するよう求めている。

- (1) 大和市下水道条例第17条第2項による下水道使用料の額の算定に用いる污水排除量は、同条例第19条第1項第1号において「污水排除量の認定は、水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする」と定められている。これは、水道の使用水量のほとんどが下水道に排除されているためである。水道の使用水量は、神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）第38条による点

検水量又は同条例第40条の規定による認定が行われた水量となる。水道の使用水量を污水排除量と認定している理由は、神奈川県県営上水道条例第9条において、給水装置の管理は、その使用者の義務であることを定めているからである。よって、水道の使用水量は、その使用者により適正に管理されているものであり、その使用水量に基づき下水道使用料を算出することは、公平で経済的な賦課に適している。このため、漏水については、大和市下水道条例第19条第4項の「第1項及び前項の規定によりがたいと認められる場合」には該当しない。また、大和市下水道条例の逐条解説の「漏水等により実際の使用水量が確認できない場合についても第4項を適用する」という記載は、大和市下水道条例第19条第1項第2号に係る解説部分のものであって、これは地下水等を排除する場合の漏水について記載したものである。

- (2) 大和水道局が水道の使用水量の認定を行わない期間（令和5年度8 - 9月分から令和6年度10 - 11月分まで）の8回分については、賃借人である審査請求人が下水道の使用者として下水道使用料を負担していることから、審査請求人の負担を軽減する必要があると判断し、例外的に大和市下水道条例第19条第4項による認定を行ったものである。

第3 本件に係る法令等の規定

1 下水道法

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

(1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

(2)・(3) 略

(4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 略

2 大和市下水道条例（以下「市条例」という。）

(使用料の徴収)

第16条 本市は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2～5 略

(使用料の額の算定等)

第 17 条 使用料の額は、毎使用月における使用者の汚水排除量に応じ、別表第 3 に定めるところにより算出した合計額（以下この項において「算出合計額」という。）に算出合計額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 29 条の税率を乗じて得た額（以下この項において「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 の税率を乗じて得た額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の規定は、前条第 4 項の規定により 2 月分の使用料を併せて徴収される使用者の使用料の額の算定について準用する。この場合において、前項の規定中「毎使用月」とあるのは「定例日の属する使用月及びその前月の使用月」と、「別表第 3 に定めるところにより算出した合計額」とあるのは「それぞれの使用月分につき別表第 3 に定めるところにより算出した額の合計額」と読み替えるものとする。

(汚水排除量の認定)

第 19 条 汚水排除量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(2) 地下水等を排除した場合は、その使用水量とし、規則で定める申告書を市長が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、その使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。

(3) 略

2・3 略

4 市長は、汚水排除量の認定にあたり、第 1 項及び前項の規定によりがたいと認められるときは、それぞれの使用者の態様を勘案して、市長が認定する。

3 神奈川県県営上水道条例

(管理の責任)

第 9 条 給水装置を使用する者（以下「使用者」という。）は、善良な管理人の注意をもつて給水装置を管理し、これに異常があるときは、すみやかにその

旨を管理者に届け出なければならない。

(水道料金の計算及び徴収の方法)

第38条 水道料金は、毎月量水器を点検し、その日現在の使用水量により計算し、その日の属する月分として毎月徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、量水器の点検を隔月にし、その日現在の使用水量により水道料金を計算し、その日の属する月分及びその前月分として徴収することができる。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、水道料金の計算及び徴収について必要な事項は、管理者が定める。

(使用水量の認定)

第40条 次の各号の1に該当するときは、管理者は、使用水量を認定する。

(1) 量水器に異常があるとき。但し、異常の率が100分の8以内のときは、この限りでない。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) その他管理者が必要があると認めるとき。

4 神奈川県県営上水道条例施行規程（昭和29年神奈川県企業管理規程第2号）

(使用水量の認定基準)

第25条 所長は、条例第40条の規定により使用水量を認定するときは、前2箇月又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して算定し、これにより難いときは、見積量とする。

5 使用水量の認定に係る事務取扱要領（昭和39年3月27日付け39企庶第115号神奈川県企業局長通知「「使用水量認定基準」の改正について」別添）

(認定基準)

第4条 使用水量の認定は、認定事由の継続している間次の基準によるものとする。ただし、認定事由継続の理由が使用者の責に帰す場合はこの限りでない。

なお、次の基準中「前2箇月（毎月点検の場合はその平均）又は前年同期の使用水量」が認定しようとする期間の使用状態からみて不相当と認められるときは「認定しようとする期間の使用状態に最も類似している期間の使用水量」と読み替えるものとする。又次の基準によって算出する際、次の水量に小数点以下の端数があるときは、これを切捨てるものとする。

前2箇月の平均の使用水量

前2箇月（毎月点検の場合はその平均）

認定水量

1 地下漏水

(1) 略

(2) 隔月点検に係るものは算式2により認定しその限度水量は次のとおりとする。

ア 「前2箇月又は前年同期の使用水量」が各口径の基本水量（2か月分）未満の場合算出された水量が各口径の基本水量（2か月分）の2倍とする。

イ 「前2箇月又は前年同期の使用水量」が各口径の基本水量（2か月分）以上の場合算出された水量が「前2箇月又は前年同期の使用水量」の2倍をこえるときの認定水量は2倍とする。

算式1 略

算式2

$$\begin{array}{c} \text{B} \\ \text{前2箇月又は前年同期の使用水量} + \\ \left(\frac{\text{量水器指針による計測水量} - \text{B}}{4} \right) = \text{認定水量} \end{array}$$

6 大和市下水道条例逐条解説

第19条

【解説】

＜第1項関係＞

（第1号関係）水道水を使用の場合は、検針水量＝污水排除量とする。

ただし、二人以上の使用者が給水装置を共同（メーターが1つ）で使用している、かつ請求先も各々とする場合で、それぞれの使用水量が確認できない場合は下水道条例施行規則第14条第1項により世帯員一人当たり月6立方メートルとみなす。ただし、検針した水量とみなし水量が異なる場合については、第4項を適用する。

（第2号関係）地下水、泉水、雨水（手洗いやトイレ等に使用したもの）等を排除した場合については、規則で定める下水道污水排除量申告書にて使用水量を申告しなくてはならない。申告者は使用者本人となるが、集合住宅等については管理会社等がまとめて各戸の水量を報告する場合もある。

報告日は上水道の検針地域に併せてその月末としている（毎月の場合は毎月末）。

ただし、計測装置未設置により実際の使用水量が確認できない場合は、下水道条例施行規則第14条第1項により世帯員一人当たり月6立方メートルとみなす。事業所等においてはこの規定によりがたいことから第4項を適用する。また、漏水等により実際の使用水量が確認できない場合についても第4項を適用する。

（第3号関係） 略

＜第2項関係＞・＜第3項関係＞ 略

＜第4項関係＞

- ・第1項及び第3項の規定により認定が出来ない場合は、それぞれの使用状態を勘案して市長が認定する。

第4 審理員による審理手続及び調査審議の経過

令和7年9月17日、審査請求人は、大和市長に対し、本件処分の変更等を求める審査請求を行った。

令和7年11月4日、審査請求人より審査請求書の補正書が提出された。

令和7年11月12日、審理員が指名された。

令和7年11月28日、処分庁より弁明書及び証拠書類が提出された。

令和7年12月18日、審査請求人より反論書及び証拠書類が提出された。

令和8年1月9日、処分庁より弁明書（2）及び証拠書類が提出された。

令和8年2月3日、審査請求人より反論書（2）及び証拠書類が提出された。

令和8年4月10日、審理員より審理員意見書が提出された。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

後掲各証拠及び双方の主張の全趣旨によれば、以下の事実が認められる（以下、審査請求人提出証拠のうち、令和7年9月17日提出分を甲号証とし、同年12月18日及び令和8年2月3日提出分を追加甲号証とし、処分庁提出証拠のうち、令和7年11月28日提出分を乙号証とし、令和8年1月9日提出分を追加乙号証として、あらかじめ証拠番号が付番されていないものについては、それぞれ順に付番する。）。

（1）審査請求人は、本件宅地内における上下水道の利用者である（甲第1号証、甲

第2号証、甲第7号証、追加甲第4号証、追加甲第8号証並びに甲第7号証及び追加甲第9号証）。

(2) 令和7年3月12日、本件宅地内において発生した地下漏水の修繕が完了した（甲第7号証別紙1及び別紙2並びに追加甲第9号証別紙1及び別紙2）。なお、当該地下漏水は、水量の使用水量から、令和5年8月から発生していたものと推認される（甲第7号証別紙1及び追加甲第9号証別紙1）。

(3) 本件宅地内における上水道の使用水量のうち、令和6年度12 - 1月分及び2 - 3月分については、大和水道局による更正が行われ、地下漏水を考慮した使用水量が認定された。認定された使用水量は、神奈川県企業庁の使用水量の認定に係る事務取扱要領第4条第1項第2号イの規定により認定されており（追加甲第8号証中「※「使用水量の認定に係る事務取扱要領第4条第1項（2）イ」による」との記載）、漏水相当分の4分の1を加えて認定する同号の算式2の算定結果がそのまま使用水量として更正されているものではない。また、使用水量の認定に係る事務取扱要領第4条の規定により、「前2箇月又は前年同期の使用水量」を「認定しようとする期間の使用状態に最も類似している期間の使用水量」と読み替えて更正の算定を行ったものであり、修理後実績を算定基礎として更正が行われている（追加甲第8号証中「（修理後実績）修理後実績を算出基礎とします。」との記載）。一方で、令和5年度8 - 9月分から令和6年度10 - 11月分までの期間については、大和水道局による更正が行われていない（追加甲第8号証）。

(4) 令和7年4月3日、審査請求人は、処分庁に対し「宅地地中の給水管からの漏水に係る漏水分下水道使用料金の免除について（依頼）」という表題の文書をもって、本件宅地内で発生した地下漏水に係る下水道使用料の一部免除を申し出た。当該文書には「漏水分310 m³につきましては、大和市の公共下水道施設を一切使用しておりません。」、「このような経緯をご勘案の上、漏水分310 m³の下水道使用料金全額を免除くださるようお願いいたします。」との記載がある（甲第7号証及び追加甲第9号証）。また、漏水開始時期については、別紙1において「漏水開始時期は、令和5年8月から9月分は令和5年6月から7月分より急に10 m³増加し、その後更に9 m³増加し、その後も徐々に増加していることから令和5年8月から漏水が開始と確認することができる。」との記載がある。さらに、漏水分310 m³については、別紙1の表において使用量から基準水量を控除したものを漏水量として記載しており、また、「基準水量は漏水前、令和4年2

月から令和5年7月までの1年6月期間の2月平均使用量とする。」と記載されており、審査請求人が、過去の平均使用水量を用いて、漏水した水量を算出したものである（甲第7号証別紙1及び追加甲第9号証別紙1）。

- (5) 令和7年6月17日、処分庁は、審査請求人から下水道使用料の一部免除の依頼を受けた令和5年度8 - 9月分から令和6年度2 - 3月分までの期間のうち、令和6年度12 - 1月分及び2 - 3月分以外の期間について、市条例第19条第4項の規定を適用し、下水道使用料を変更する本件処分を行った（甲第1号証）。
- (6) 本件処分の通知書には、令和5年度8 - 9月分から令和6年度10 - 11月分までの下水道使用料の変更の理由として「大和市下水道条例第19条第1項第1号に規定の水道の使用水量を同条第4項に基づき、減少させる認定をしたため。」と記載されている（甲第1号証）。また、当該通知書と同日付けで発出された「宅地地中の給水管からの漏水に係る漏水分下水道使用料金の免除について（回答）」という表題の文書（以下「回答文書」という。）には、「ご使用になった水道水は、その殆どが下水道に流れることから、水道の使用水量を污水排除量とみなして下水道使用料を賦課することは、合理的かつ経済的に算定する方法として適正であると考えます。」との記載と令和6年度12 - 1月分の下水道使用料について「点検時に100 m³を記録しましたが、その後、水道営業所が水道の使用水量を更生し、56 m³と認定されたので、第19条第1項第1号の規定により、56 m³の使用水量に基づき、6877円の下水道使用料とします。」との記載があり、下水道使用料の変更をしなかったことの理由が提示されている（甲第2号証）。

2 論点に対する判断

- (1) 市条例第19条第4項の規定を適用しなかったことについて

審査請求人は、本件処分において下水道使用料変更の対象外となった令和6年度12 - 1月分に市条例第19条第4項の規定を適用しなかったことが、市条例第17条並びに下水道法第20条第1項及び第2項に違反すると主張するため、この点について検討する。

- (ア) 市条例第17条及び下水道法第20条第1項に違反するか否かについて

まず、市条例は、使用者から下水道の使用料を徴収するものとし（市条例第16条第1項）、使用料の額は、使用者の污水排除量に応じて算出することとしている（市条例第17条）。そして、水道水を排除した場合、水道の使用水量をもって污水排除量と認定することとしているのは（市条例第19条第1項）、污水排

除量を別途計測することが計測器具の設置や検針の手間といった費用を要するといった技術的理由とともに、通常水道が使用されればおおむねこれがそのまま汚水として排出されるのであって、その費用等の効率性の比較衡量からも必要性和合理性を認めることができる（名古屋地方裁判所平成25年（ワ）第2583号同26年9月26日判決・判例地方自治396号43頁参照。追加乙第1号証2、3頁）。

審査請求人は、前記認定事実（1）のとおり、本件宅地内における上下水道の利用者であることから、水道の使用水量を汚水排除量として認定できない特段の事情がない限り、水道の使用水量が汚水排除量として認定される。そうであれば、漏水が生じた際に水道の使用水量を汚水排除量として認定することは、市条例第17条及び下水道法第20条第1項に違反するものではない。

審査請求人は、市条例の逐条解説の市条例第19条第1項第2号関係の部分に「漏水等により実際の使用水量が確認できない場合は同条第4項の規定を適用する」旨の記載があることをいうが、既述のとおり審査請求人は本件宅地内における上下水道の利用者であり、同条第1項第1号の規定に基づき下水道使用料を算定可能であるから、同項第2号の規定を適用する基礎がない。同項第2号関係の逐条解説は、地下水を排除している場合においては、処分庁が市条例による救済措置を講じない限り、漏水が発生した場合に何らの救済措置も講じられないこととなり、使用者に過大な負担を求めることになるから、救済措置として同条第4項の規定を適用する趣旨と解するのが相当であるから、当該解説を根拠に本件処分が市条例第17条に違反するとの審査請求人の主張は採用できない。

なお、本件処分において下水道使用料変更の対象外となった令和6年度12 - 1月分について、水道の使用水量を汚水排除量として認定できない特段の事情があるか否かについては、以下（イ）及び（ウ）において検討する。

（イ）下水道法第20条第2項に違反するか否かについて

次に、審査請求人は、本件処分が下水道法第20条第2項に違反すると主張するため、この点について検討する。

下水道法第20条第2項は、下水道の使用料は、下水の量及び水質その他利用者の利用の態様に応じて妥当なものであること、特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと等の原則によって定めなければならないとしている（下水道法第20条第2項各号）。裁判例では、「下水の量及び水質その他利用者の利用の態様に応じて妥当なものであること」（同項第1号）とは下水道料

金の基準の定めが使用態様に応じて妥当なものであることを要求しており、使用の態様を超えた漏水といった事故による実質的な負担の分担や救済措置まで定めたものとは解されず、また、「特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと」（同項第４号）とは、一定の技術的制約の下において、使用者の危険と責任において生じた漏水事故につき、画一的な扱いをすることによって、下水道使用者が実際の汚水排除量を超える損失を負担する結果となったとしても、ことさらその下水道使用者に対して不当な差別的取扱をするものとはいえないものと解されている（前掲名古屋地裁平成２６年９月２６日判決参照。追加乙第１号証３、４頁）。

これを本件についてみるに、前記認定事実によれば、本件処分は本件宅地内で発生した地下漏水に係る下水道使用料に関する処分であり、かつ、審査請求人が下水道使用料の変更を求める令和６年度１２－１月分は、大和水道局による水道の使用水量の更正が行われ、当該更正における使用水量の算定は、大和水道局が漏水相当分を算出し、使用水量の認定に反映させていることが確認できる。

そうであれば、審査請求人の危険と責任において生じた地下漏水について、画一的な取扱いをすることによって、汚水排除量とみなされる水道の認定水量に漏水相当分が含まれていたとしても、審査請求人に対し不当な差別的取扱をするものとはいえない。本件処分は下水道法第２０条第２項に違反するものではないから、審査請求人の上記主張には理由がない。

(ウ) 同一の漏水に対し、期間により市条例第１９条第４項の規定の適用可否が分かれたことについて

本件処分は、審査請求人から下水道使用料の一部免除の申出がなされた期間のうち、令和５年度８－９月分から令和６年度１０－１１月分までについては市条例第１９条第４項の規定を適用し、令和６年度１２－１月分及び２－３月分については同項の規定を適用していないことから、同項の規定の適用について、期間によって異なる判断をしたことに合理性があるかについて、以下、検討する。

前記認定事実によれば、令和５年度８－９月分から令和６年度１０－１１月分までについては上水道使用料の更正が行われていない。処分庁は、水道の使用水量を汚水排除量とみなす市条例第１９条第１項の規定を踏まえても、大和水道局による更正が行われなかった期間の下水道使用料を審査請求人が負担することとなる損失が、使用者が負うべき管理責任に比して過大なものになると判断し、市条例第１９条第１項の規定によりがたいと認め、同条第４項を適用して、

いわば救済措置を採ったものと考えられる。一方で、令和6年度12 - 1月分及び2 - 3月分については、大和水道局が使用水量の更正を行っており、既に大和水道局による救済措置が講じられていることから、原則どおり市条例第19条第1項第1号の規定を適用したものであり、これらの処分庁の判断には合理性が認められる。

(2) その余の審査請求人の主張について

(ア) 上記のほかに、審査請求人は、大和市長ではなく大和水道局が下水道使用料の変更決定を行っており、それを違法だと主張するが、令和7年6月17日付けの下水道使用料変更通知書は大和市長名で発出されており（甲第1号証）、下水道使用料の変更決定を行ったのは大和市長であることは明らかで、大和水道局が下水道使用料の変更決定を行ったという事実はないから、審査請求人の上記主張には理由がない。

(イ) また、審査請求人は、処分庁の職員の窓口対応について虚偽の説明があった等と主張するが、令和6年度12 - 1月分及び2 - 3月分の下水道使用料について上水道の使用水量を基に算定することは、回答文書において十分に説明されているものと認められる。次に、減免の相談を受けず、大和水道局に行くよう言われたという点については、「漏水による減免の相談に来た」という審査請求人に対し、水道の使用水量を污水排除量とみなす市条例第19条第1項の規定を踏まえれば、漏水を理由として下水道使用料の負担を軽くするためには、まず大和水道局に水道の使用水量の更正をしてもらう必要があると処分庁の職員が考えて、大和水道局に行くよう案内したとしても何ら不自然な点はない。水道の使用水量を污水排除量とみなす事務処理に際し、処分庁の職員が大和水道局における更正の算定の過程を全て承知していなければならないとまではいえない。さらに、処分庁の職員が窓口で審査請求人の減免申出の受領を拒否したといった事実は認められず、大和市行政手続条例（平成9年大和市条例第2号）上の手続の瑕疵に当たる対応は認定できないから、これらの審査請求人の主張には理由がない。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

第7 添付資料

行政不服審査法第50条第2項の規定により、審理員意見書を添付する。

令和8年6月24日

審査庁

大和市長 古谷田 力

教示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。